

明治期勸業政策の起点について

小 岩 信 竹

一

明治期の殖産興業政策が、アジア諸国における、世界資本主義の進出に対する対応の一環として把えられていることは、その歴史的意義解明にとって不可欠の論点として評価できようが、外圧への対応の「アジア的」乃至「日本的」特質が明確化されない限り、なお問題が残ると言わねばならない。明治期の殖産興業政策の特徴として、機械、技術の移植に加えて、経済過程への保護干渉志向の根強い存在を指摘しなければならないが、国際的環境よりする近代化への圧力が、直ちに、保護主義の導入とは結びつかないからである。このことは原蓄過程に占める経済政策の評価についての研究史をふり返れば明らかであり、又、しばしば引証の対象とされるドイツにお

いて、一九世紀前半にあっては、ブルジョアジーは保護関税獲得の努力を、「封建制度と絶対主義政府に対抗する武器」としたことを想起すれば首肯しうるであろう。

殖産興業政策、とりわけ保護主義的な勸業政策を、近代日本に現われた一つの歴史事象として把え、経済過程との総合的把握を行おうとする場合、外圧に加えて、その国内的な政策形成の基盤と日本における政策展開の特質把握が必要であるが、この様な問題は従来の研究史においては、十分に分析がなされてきたとは言いがたいと考えられる。

この点に関し、戦前以来の研究史においては勸業政策は、ヨーロッパのマーカンティリズムと比較されつつ、政府による資本制生産の創出への干与は自明のものと考えられてきた。農業構造と賃労働創出の典型的特質に関する

議論が盛んであった半面、それらは、機械、技術の移植政策が原蓄過程に占める重要度の比重の問題として、勸業政策と関わらしめて論じられていたのである。⁽⁵⁾この点は、日本の資本主義化のアジア的性格を強調する議論においても同様である。⁽⁶⁾その議論では、近世の「著大な生産様式上の変化」⁽⁷⁾がなかった「直接的小生産者」⁽⁸⁾たる農民の生産行程を前提としつつ、世界資本主義の圧力の下で「明治政権の庇護の下においてのみ」⁽⁹⁾発展した資本主義の原蓄過程との把握が、封建制のアジア的性格を軸として構成されたのであり、マニユファクチャー論争も、この様な「特殊アジア型理論」に対する批判をこめて、提起されたものであった。⁽¹⁰⁾

この様な勸業政策把握は、資本制創出への政策的干渉を自明のものとした上で、基礎過程との対比における政策の持つ重要度の高低によって類型的特質が把握されている限りにおいて、アジア的生产様式概念規定が明確化して、近代と切り離されてゆき、⁽¹¹⁾又、民富形成の実態が明らかにされてゆけば、⁽³⁾必然的に、勸業政策自体の持つ類型的特質とその意義の問題は消え去ってゆかざるを

えない立論構成となっていたのである。

近代史についての、この様な論争は、K・マルクスの草稿『資本制生産に先行する諸形態』の発表によるアジア的生产様式論争自体の局面の転換と、マニユファクチャー論争以来の実証研究の進展によって、以前と同様に展開されることはないが、しかしながら、かつてアジア的と評された日本の近代化過程の特質についての問題まで、消滅したわけではない。例えば、かつてのアジア的生产様式論争で有力であったいくつかの見解、即ち、それを封建制乃至は奴隸制・封建制のアジア的変型と見る見解が否定されても、⁽¹²⁾西欧との対比における、アジアの近代に至るまでの生産様式の問題を考察しつつ、日本の近代における経済過程と政策との総合的把握を行うことの必要性は残されていると考えられる。⁽¹³⁾

本稿は、研究史上の問題として残されたこの様な課題の中の一論点を形づくると考えられる明治初期勸業政策の形成過程に着目して、政策形成がその起点において、江戸時代以来の勸業政策を踏まえたものであることを確認した上で、明治初期勸業・勸業政策が持つ江戸時代勸業

政策との差異とその基盤について、若干の論点を呈示し、明治初期勸業政策の特質把握の前提とすることを目的とする。

註

- (1) 石塚裕道『日本資本主義成立史研究』、一九七三年、序章及び同書での研究史整理を参照。
- (2) 大塚久雄「重商主義成立の社会的基盤」(『古典学派の生成と展開』、一九五二年所収、『著作集』第六卷)、岡田与好「イギリス初期労働立法の歴史的展開」、一九六一年、序論等、又、日本型原蓄論に関する諸文献を参照。
- (3) Marx, K., "Rede über die Frage des Freihandels," *Werke 4* (邦訳『マルクス・エンゲルス全集』第四卷、四七二頁)
- (4) 土屋喬雄「大久保内務卿時代の殖産興業政策」(『経済学論集』四一九、一九三四年所収)、八一頁等。
- (5) 土屋喬雄『維新経済史』、一九四二年、山田盛太郎『日本資本主義分析』、一九三四年等。
- (6) (9) 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』、一九三四年、二五二頁。
- (10) 服部之総「日本におけるアジア的生産様式の終結」(『全集』二二巻所収、初出一九四八年)等参照。
- (11) (12) 同上及び福富正美編訳『アジア的生産様式論争の復活』、一九六九年等参照。

- (13) 近代史と関わる限りでの諸見解及びその変遷については早川二郎訳『アジア的生産様式に就いて』、一九三三年、羽仁五郎「東洋における資本主義の形成」(『明治維新史研究』所収、初出一九三二年)等の戦前段階の諸論稿、服部之総「社会構成としてのアジア的生産様式」(同他編『アジア的生産様式論』、一九四九年所収)、E・C・ヴァルガ「アジア的生産様式について」(福富前掲書所収)等の戦後の研究史整理を見よ。
- (14) 前近代史研究、とりわけ国家史の観点よりするかかる課題への接近については、『歴史評論』三二〇、一九七六年所収諸論稿等により、概観が得られる。

II

明治七年の内務省開設以後体系化する勸業政策展開の国内的前提を探るべく、地租改正以前からの明治政府による勸業政策の展開を、農業政策を中心に、主として『太政類典』の記載によりつつ概観すれば、第一表の通りである。これを見れば、勸業政策と、勸農、開墾政策の密接な関係がわかる。

ところで、勸業政策をも含めた明治初年の産業政策の展開を見れば、太政官札の発行と結びついた商法司・通商司の活動に加えて、新田開発、土族授産促進、各種生

第1表 明治初期勸業政策略年表

明治年	月 日	事 項
2	4 8	太政官中民部官ヲ置ク
2	5 3	開墾局ヲ置キ民部官ニ属ス
2	8 12	民部大蔵兩省ヲ併合ス
3	7 10	民部大蔵兩省ヲ分離ス
3	9 7	民部省中勸農局ヲ置ク
3	12 18	勸農局ヲ開墾局ト改称ス
4	1 31	民部省中勸業寮ヲ置ク
4	4 14	民部省中開墾局ヲ置キ開墾施行ノ目的ヲ立ツ
4	4 14	民部省勸業施行ノ目的ヲ稟定ス
4	7 17	開墾局ヲ廃シ勸業寮中開墾種芸牧畜 ³ 生産ノ四掛ヲ置ク
4	7 27	民部省ヲ廃止
4	7 27	今般民部省被廢候ニ付テハ従来同省取扱候事務書類等土木司ノ外一切其省へ可受取事（大蔵省へ）
4	7 27	大蔵省勸業司設置
4	8 10	勸業寮ニ変更
4	8 23	大蔵省勸業寮勸農寮ト改称
5	10 9	勸農寮廃止
7	1 9	内務省勸業寮設置

（出典）『太政類典』第一編，勸農局『旧勸業寮第一回年報提要』，1876年，大蔵省『大蔵省沿革志』，1890年。

産試験、蚕種・生糸統制、牧畜、鋳業統制、山林政策、商業統制の各政策が行われ、¹又産業政策と密接な関係を持つ政策としては、陸・海の運輸統制、道路整備、治水が行われた。²このうち、最初の五項までが、勸農・勸業政策の内容と考えられていたものであり、³その中で、蚕種、生糸統制は通商司の活動とも結びつけられて、収税、輸出統制政策の一環にもなっていた。⁴又、士族授産促進の内容は、事実上、開墾と同様であった。

さて、開墾は、とりわけ初期には、中央政府にとって積極的な政策とは言いがたいものであった。このことは例えば、明治二年三月に中央政府直轄下の関東府県に対して出された次の会計官達に見ることができ⁵る。

「新田開墾出願順序

関東府県

新田開墾等ノ儀御一新ニ乘シ府県ノ手ヲ経ズ建白ノ者
 多ク有之朝廷オイテ御多端ノ折柄其煩擾不少、土地ハ
 府県ノ管轄ニ付支配内荒原平野等有之之開墾差支無之
 場所ハ銘々見込書ヲ以当官ヘ可申之事
二年三月十日
 大布

明治初年においては開墾の熱意はむしろ府藩県に強い
 ものがあった。明治元年から四年までの府藩県から中央
 への開墾に関する諸伺の件数は、塩田関係及び土地分与
 を含めて六〇件届けられている。⁽⁶⁾この中には、弘前藩に
 見られる帰田法の伺も含まれており、三四件が通通り認
 可されている。

開墾が領有制解体への対処としての士卒層への対策の
 側面を強く持っていたことは、四年四月の「開墾施行ノ
 目的」⁽⁷⁾に明瞭に見ることが出来る。

「宇内ノ大勢変遷スルニ…是迄ノ士族卒其家祿ヲ減
 シ或ハ帰農商等ノ事ヲ以テ誘導スト雖モ之カ生業ヲ營
 マシムルノ方法無之ニ於テハ其極不可生活ニ至リ而シ
 テ其事モ遂ニハ為之行レサル様可相成候依テ考フルニ
 天下ノ中荒蕪不毛ノ地不少就中東北ノ諸州ニハ多分有

之右等ノ地ヲ以テ前段遊手ノ輩ニ相授ケ耕耘種芸ノ術
 ニ従事セメシ…畜ニ土着ノ者ノ永久ノ産ニ安ソスル
 ノミナラス自ラ全国ノ力ヲ増益シ一挙両全ニ可有之
 候…」

この「開墾施行ノ目的」が「勸業施行ノ目的」と同一物
 であることは、⁽⁸⁾勸業政策に占める開墾の重要性を示すも
 のであるが、ここで特徴的なことは、士卒を念頭に置き
 つつ、開墾政策に含まれる「耕耘種芸ノ術」の勸奨を、
 「生業ヲ営マシムル」方法として把え、それが「勸業施行
 ノ目的」とされていることである。府藩県での、旧領主
 層の解体過程を支えるための施策である開墾政策に含ま
 れる物産政策が、事実上勸業政策の主柱となっていたこ
 とがわかる。この様に、初期には中央政府にとって積極
 的とは言いがたい政策であった開墾が、勸業政策の事実上
 の主柱となっていたことは、勸業政策全体の不活発さを
 示すものであるが、このことは同時に、初期の勸業政策
 が、府藩県からの土着の要求から展開する政策でもあつ
 たことを示している。

もちろん、士族授産を目指した開墾のみが勸業、そし

て勸農政策の内容ではなく、明治五年二月、大蔵省勸農寮は「勸農寮ノ事務タル専ラ牧畜ヲ蓄息シ物産ヲ増殖セシムルニ在リ」として、農業、牧畜に加え、採鉱、機織、釀酒他の工業技術の欧米よりの伝習を開始しようとしている。しかしながら、勸業、勸農、開墾の諸用語が、ほぼ同義のものとして、政策展開に当って入り組んで用いられていることにも、農業、そして開墾が勸業政策の中心であったことが象徴的に示されているのである。

さて、しばしば名称を変えつつ大蔵省に移管されていた勸農寮は、五年十月に廃止されたが、勸農寮廃止に際しての、大蔵省と左院との見解は、領有制解体や、外国貿易に規制されつつ進展した勸業政策施行の思想的基盤をも明らかにしている。⁽¹⁰⁾

「大蔵省伺

方今公費多端ノ際百官減省ノ儀兼テ申立候儀モ有之差向キ本省勸農寮廃止右事務租税寮ニテ取扱候様仕度尤事務章程ノ儀ハ追テ取調更に可伺出候ヘトモ即今廃寮ノ儀御沙汰相成候様仕度此段相伺候也 九月二十九日

「左院

農業ハ素ヨリ本邦ノ要務タル論ヲ待タス而シテ頑固愚蒙ノ民旧習ニ拘泥シ各国耕牧ノ盛業ヲ知ラサルヲ患フル久シ農学校ノ如キ牧畜ノ如キ之ヲ誘導シ之ヲ鼓舞シ疑々進歩セザルベカラズ然ルヲ今儀ニ廃寮ノ議アル掌テ其心ヲ不識トスルトコロナリ……徴租苛酷ニ陥ルハ古今ノ弊勸農ノ実ヲ別ニ設ケテ其根本ヲ勸ムルハ人民ヲ愛護スルユエンナリ当時勸農ハ地方ニ委託シ其事ヲ主管セシムトイヘドモ亦本省ニ其官アリテ其事ヲ統轄セスニハアルヘカラス今若シ両々合併スルトキハ勸農ノ事益拳ラス苛酷ノ弊弥防クヘカラサルハ之ヲ掌ニ視ルカ如シ依テ従前ノ察ヲ存シ其人ヲ精撰シ其事ヲ督責シ可然奉存候事 十月五日

これらを見れば、工業の技術伝習にまで施策の視野を広げていた勸農・勸業政策が、勸農寮廃止の賛否両論のいざれにおいても、政府財政との対比において把えられていたこと、とりわけ廃止反対論にあっては、「各国耕牧ノ盛業」を念頭に置きつつも、勸農政策は、「古今ノ弊」たる徴租苛酷の弊の補完的政策と考えられていたことがわかる。更に又、民富形成の誘導・鼓舞が勸農政策

に含まれている自明の目的と考えられていることがわかる。

ところで、経済的背景を異にしながらも財政収入の基盤拡充を補完する農民対策こそ、江戸時代に広汎に展開された勸農政策の主要な内容であった。左院見解は、開港以後の新知識を記しつつも、江戸時代と同様の勸農の意図を保持していることがわかるが、それにも拘らず現実には勸農政策の内容が、左院見解での位置づけとは異なっており、士族授産を目指す開墾を中心としていたところに、明治期勸農・勸業政策の出発点の特徴があると考えられる。又、勸農局設置が廃藩以前の三年であること（第一表）をあわせて想起すれば、明治期の勸農政策が、江戸時代勸農政策を前提にしていることは明らかと思われる。そこで次に、江戸時代勸農政策が、明治初期勸農・勸業政策に何を伝え、何を伝えなかったかが問われなければならないが、この論点は、左院見解と七年以後の内務省勸業政策展開が決して無縁ではなかったことから、看過しえないものである。¹¹

註

(1) (3) これらの詳細については、『太政類典』第一編に詳しい。又、その概要は、国立公文書館『太政類典目録』上、一九七四年によって知ることができる。

(4) 例えば、明治三年八月の「養蚕場取締蚕種製造方法及税則等」の布告によれば、通商司が輸出員数を改めることになっており、又、各地の相場に従って代金の二〇分の一の課税がなされた。（『太政類典』一一九四—九）。

(5) (6) 『太政類典』第一編。

(7) (8) 同上及び本稿第一表。

(9) 『大蔵省沿革史』（『明治前期財政経済史料集成』第三卷所収）

(10) 『太政類典』二一一—一八。

(11) 左院少議官宮島誠一郎の建白「新設内務省議」が「左院で熟議」し、雇外人ヂュ・ブスケの意見も徴した上で呈出され、内務省設立構想に影響を与えたことが明らかにされている。（大久保利謙「内務省の創設」（大霞会内務省史編纂委員会『内務省史』第一巻、一九七一年所収）、同「内務省機構決定の経緯」（同第三卷所収））ことから、このことがうかがえる。

以上によって、明治期勸業政策の一つの前提であることが推定された勸業政策の展開を研究史に依って見れば、それは江戸時代においては、領主取分の一括化を指した領主層の階層構成を前提として、小農の壊滅を防ぎつつ貢租収入の増大を図る、主として藩単位の体制的な産業政策であったが、⁽¹⁾勸業政策のこの様なあり方は、ヨーロッパ封建制と日本封建制の性格を分つ点とも密接に関わっていたことが注目される。⁽²⁾即ち、勸業政策は、商業資本蓄積に基づく領主権の移動、拡大を原則として不可能とした幕藩体制の階層構成を前提とした上での体制的な産業政策であったからである。

この点に関し、戦前の研究史における中国中世についての指摘に注目して見よう。

「本質的に封建農奴の生産関係に基づいていた中国社会、しかし……氏族制末期のそれに連なった生産関係の癒着のゆえに一層束縛的なものとせられ、これに対応して封建的所有及び支配は……国家的規模において集中的

に……発達したことのゆえに……」⁽³⁾

K・マルクスの、アジアでの労働地代の展開の議論⁽⁴⁾と関わりしめて戦前より問題にされてきた中国中世についてのかかる理解は、M・ウェーバー等の著作より資料的事実を援用しつつ達せられたものであり、⁽⁵⁾日本でのアジア的生产様式の一方の理解を代表する見解であった。⁽⁶⁾ウェーバーは、又、数世紀にわたる中国の農政についても、それを土地所有権に対する専断と放任の間の動揺として捉え、農政の基調は、「しかし通常はただ政府の農民保護政策のみが存在した」と指摘しているのである。⁽⁷⁾この様に、戦前の日本近代史理解におけるアジア的要素の評価と強調は、アジア中世の領主・農民関係のヨーロッパとの異質性の認識にその基礎を置いていたものであるが、かつて見られた様に、生産様式のアジア的類型と、古代的関係の残存とを直結させて、アジア的専制主義のアジアでの近代に至るまでの残存とその特殊性を強調しすぎることは誤りであるとしても、⁽⁸⁾日本近代の前提である江戸時代における領主権の階層構成及び制約（それは体制的な勸業政策がその基礎としたものである）を、かつ

てアジア的と呼ばれた、西欧とは異質な歴史的性格に着目しつつ分析する視角まで否定し去ることは、問題があると思われる。かつて見られた、日本封建制についてのアジア的性格の指摘は、西欧との類型的差異という点において、一定の実証的根拠を持っているからである。

さて、この様な勸農政策は、幕末に至るまで、階層的な領主体制の維持を前提とした体制的政策としての性格を変えなかったことが、封建反動的施策の研究等により示唆されているが、明治政権成立の支柱となり、近代技術の導入にも積極的であった薩摩藩についてこのことを概観しておこう。

延宝、貞享期の禰寝清雄による商品作物栽培の開始以後、生産量を増大させた鹿児島は、明治初年、砂糖の他に生蠟、菜種子、麻苧、煙草をはじめ、鋳産物も含めて種々の物産を産出するに至っていた。⁽¹⁰⁾ 明治初年での産出額に達するまでに商品作物栽培が進展する過程では、

旧藩時、まず郡奉行の数が増加し、天保期には請持郡奉行が置かれ、農政が微細となってゆく。諸所に「勸農掛」、⁽¹¹⁾「勸農方」が置かれ、田の作業や商品作物栽培の

督励が進められていった。⁽¹³⁾ しかしながら、その目的は、弘化期に至っても、藩財政の基盤強化を旨指した「勞郷」の「栄立」であったのであり、諸島への勸農使、⁽¹⁴⁾ 得能の施策も同様の性格を持っていたものと考えられる。⁽¹⁵⁾

即ち、勸農政策は、砂糖専売に見られる多様な領主財政立直しの手段の登場の中で、その内容と重要性を変えながらも、その意図するところは変わらなかったと考えられる。

しかしながら、このような勸農政策のあり方が、内容と重要性においてはもとより、その歴史的規定性においても、何らの変容も受けずに明治期殊に七年以後にまでに引き継がれていったわけではない。旧幕領の中央政府による直轄化をはじめとして、地租改正以前に既に、藩制施行による府藩県体制の成立から廃藩置県を経る過程において、領主・農民関係の変質が進んでゆくからである。

明治政権による勸農・勸業政策展開(第一表)は、地租改正に帰結する領有制解体へと向い始める時期に開始されているが、江戸時代について触れた鹿児島での

地租改正以前の勸農政策実施の基盤の変質について触れておきたい。まず、この時期に、商品作物栽培等（それのみではないが）に対応した官有工場が二五字成立していた。⁽¹⁶⁾ 九年時におけるその所属別内訳は、県庁と島津家の共有たる承恵社所管が九字（骨相、養蚕、牧畜の諸会社及び四鉢山、紡績器械所）、陸軍省引渡二字（旧集成館、旧火薬製造所）、他は「其余十三亦或ハ士民ノ占有スル所トナリ或ハ微々振ハス甚シキハ其処所ヲ知ルヘカラサルニ至」る状態であったが、このうち、植物会社、旧織物所は県勸業課の所管であった。又、諸会社は、旧集成館、火薬製造所、紡績器械所はもとより、大半が旧藩中の結社になるものであり、承恵社所管の諸会社は、その前身の生産会社時代の分社であった。⁽¹⁷⁾

さて、諸会社は、五年時点で引受人に対して、払下げあるいは賃借が目指されており、その結果が九年時点の所属に現われるのである。⁽¹⁸⁾ このことは、旧領主の抵抗及び対応の中で、地租改正の進展以前における、領主取分の明治政府と旧領主層との間での分化が進むことを示している。西南戦争後、大半が兵火にあったとは言え、こ

れら諸会社の建物他の官民有区分が正当なものであったかどうか問われ、その詮議は、旧藩主の貨幣財産を元手にして開発したとされる新田の帰属にも及んでいる。

即ち、明治政権の「探貞者」によれば、草高計千五百石余の小村、浜の市、小野原、小林の四新田は、藩主納戸金を以て開かれ、廃藩時に県に高入がなされたか否か疑問としており、明治政府は、「当時開発ノ際果シテ島津家ノ私蓄ヨリ其資金ヲ給セシ者ナレハ直チニ之ヲ島津家ニ付セラルモ妨ナカルヘシ」としながらも「苟モ其費用公解ヨリ出シモノトセハ」審査の要があるとしている。⁽¹⁹⁾

この事例にも見られる様に、旧来の領主取分収取の機構的裏付けである階層構成が解体してゆくのである。旧幕領はもとより、他府藩県で領主体制のより大巾な変容が進むことは、例えば帰田法の失敗への経過を想起するだけでも周知のことと言えよう。

この様に、「幕府を頂点とする「上位者強大」の封建的ヒエラルキー⁽²⁰⁾」が崩壊し、府藩県財政の中央統轄が進む中で、旧藩主財産の処理と領主層の解体が進み、勸農政策に幕藩制的特質を与えていた諸条件が崩壊してゆく

一方で、既に見た、政策展開の思想的略図とも言うべき江戸時代「勸農」概念が明治期へと持ちこされてゆくと考えられる。

江戸時代より持ちこされたと思われる明治初期の「勸農」概念は、しかしながら、近世以来の農民的剰余収取の機構的裏付けとしての領主層の階層構成が崩壊してゆく中で、現実には、領有制の解体、商品流通の進展、外国貿易の進展に規制されつつ、それらへの対処としての政策の概要を示しながらも、先の左院見解に見られた様な「苛斂防止」を掲げた、民富形成への干渉を正当化するイデオロギーとしての側面を持つに至るのであり、政策展開においてその含意の実現の是非が論じられるに至るのである⁽²¹⁾

初期において、しばしば勸農と呼びかえられた明治期勸業政策は、決して単なる外圧への対応一般に帰せしめられるものではなく、かつてアジア的と評された生産様式の類型的特質に基礎づけられた、江戸時代勸農政策展開の前提の上に成立した、特有の保護主義をその内に含んだ政策であったことは、もはや明白であろう⁽²²⁾

註

- (1) 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』、一九五九年、佐々木潤之介『幕藩権力の基礎構造』、一九六四年等参照。尚、この両書は勸農政策展開の位置づけには差異がある。
- (2) 古島敏雄『近世日本農業の展開』、一九六三年、五七一～三頁。
- (3) 羽仁前掲稿、六二頁。
- (4) Marx, K., *Das Kapital* (長谷部文雄訳、第三卷) 一一四頁。
- (5) 羽仁前掲稿の引用文献等を参照。
- (6) 尾崎庄太郎「アジアの生産様式論争」(服部他編前掲書所収) 参照。
- (7) Weber, M., *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie* (細谷徳三郎訳「儒教と道教」) 一八〇～三頁等。
- (8) 伊豆公夫「アジアの専制主義」(服部他編前掲書所収)、一四九頁以下。
- (9) 『禰寝丹波清雄勸農略記』(東京大学史料編纂所蔵・島津家文書)
- (10) 鹿児島県『鹿児島県史』第三卷、一九四一年、六〇八頁以下等の産出高を参照。
- (11) 『島津家列朝制度』卷之五十(藩法史研究会『藩法集』8鹿児島県下所収)、七六八～九頁。
- (12) 宮原公速『農政ニ関スル萬留』(前掲島津家文書)。

- (13) 川辺町役場『川辺町郷土史』、一九五三年、栗野町『栗野郷土史』一九二八年等。
- (14) 「文政十一子年より御改革之御趣法被相立……且又諸郷勸農一件は、分而被仰付置候処、是亦御趣意深汲請も指揮候故、勞郷も漸々榮立……」(海老原雅斉『薩藩天保度以後財政改革顛末書』(本庄栄治郎他『近世社会経済叢書』四所収)七頁)。
- (15) 坂口徳太郎『奄美大島史』、一九二二年、三二〇頁等。
- (16) (17) 『太政類典』三二七八―二。なお、この史料は「鹿児島県旧治蹟中不明瞭ノ廉ヲ審査ス」との評題の一件文書であり、『鹿児島県史料』第四卷、『公文録』明治十一年七月大蔵省之部(いづれも国立公文書館所蔵)にも所収されていて、夫々付箋の存否等に若干の差異がある。
- 尚、古川常深「明治初期第五国立銀行と承恵社の形成過程について」(秀村選三編『薩摩藩の構造と展開』、一九七六年所収)は、この史料にも依拠した業績である。
- (18) 同上一件文書所収の工場場一覧表(古川前掲稿参照)の前書に次の表現がある。「官有ノ工場場等ハ払下又ハ望ノ者ヘ引請サセ候ノ事」。尚、同表は五年作成である。
- (19) 『太政類典』同上。
- (20) 山口啓二『幕藩制成立史の研究』、一九七四年、二六頁。
- (21) 特定の政策の概要を示す概念、及びその他の変質等の意義についての一般的考察は、別に行われなければならない。

いが、本稿の直接の課題ではない。この様な問題については Shaf, A., *Introduction to Semantics* (平林康之訳『意味論序説』、一九六九年)三五八頁等を参照。

(22) かつてのマニユファクチャー論争の課題は、民富形成の実態の解明のみでは、一半の解消にしかならないことが、改めて想起されなければならないと思われる。

〈付記〉本稿は、一九七〇年作成の草稿を圧縮し、全面改稿したものである。